広島県告示第千九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年十二月三日までの間、縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

広島県知事　横　田　美　香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道草木高光線	神石郡神石高原町高光字大日南札立道下タ二九二五番三地先から神石郡神石高原町高光字大日南札立道下タ二九二五番五地先まで	令和八年一一月一九日
	神石郡神石高原町高光字大日南札立道下タ二九二五番一地先から神石郡神石高原町高光字大日南ヲク甲二九三三番一地先まで	
	神石郡神石高原町高光字大日南一杯水ノ上二九六六番地先から神石郡神石高原町高光字大日南一杯水ノ下タ乙二九六五番地先まで	